

2024年2月21日

各位

会社名 グリー株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 田中 良和
(コード番号：3632 東証プライム)
問合せ先 取締役上級執行役員最高財務責任者 大矢 俊樹
(TEL. 03-5770-9500)

株式の海外売出しに関するお知らせ

当社は、2024年2月21日付の取締役会において、下記のとおり当社株式の海外売出し（以下「本海外売出し」といいます。）に関して決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

- （1） 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 8,000,000 株
種 類 及 び 数
- （2） 売 出 人 KDDI株式会社
- （3） 売 出 方 法 欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）における売出しとし、単独ブックランナー兼主幹事会社である Mizuho International plc（以下「引受会社」という。）に、上記（1）記載の全株式を買取引受けさせる。
- （4） 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、2024年2月21日（水）から2024年2月22日（木）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。）

ご注意：本記者発表文は、当社の株式の海外売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。本記者発表文で言及されている当社株式は、1933年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該株式にかかる募集又は販売を行うことはできません。米国において当該株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

(5) 売出価格の総額 未定

(6) 受 渡 期 日 2024年2月27日(火)

(7) 売出価格、その他本海外売出しに必要な一切の事項の承認については、当社代表取締役会長兼社長又は当社代表取締役会長兼社長が委任する者に一任する。

<ご参考>

1. 本海外売出しの目的等

海外投資家層の拡大を軸とする株主構成の最適化及び株式流動性の向上を狙いとして、KDDI株式会社が保有する当社株式についての本海外売出しの実施について決議いたしました。

2. ロックアップについて

本海外売出しに関連して、当社は、引受会社に対し、売出価格等決定日に始まり、本海外売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」といいます。）、引受会社の事前の書面による同意なしには、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換可能な有価証券等の発行等（但し、本海外売出し、合計で発行済株式総数の2%の範囲内におけるストックオプションの発行又は信託型の株式報酬制度に基づく当社株式の交付、及びストックオプションの行使による当社株式の発行等を除く。）を行わない旨、合意しております。

また、本海外売出しに関連して、株式会社セコイア及び当社代表取締役会長兼社長田中良和は引受会社に対し、ロックアップ期間中、引受会社の事前の書面による同意なしには、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換可能な有価証券等の売却等（但し、ストックオプションの行使等を除く。）を行わない旨、合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、引受会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意： 本記者発表文は、当社の株式の海外売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。本記者発表文で言及されている当社株式は1933年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該株式にかかる募集又は販売を行うことはできません。米国において当該株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。